

令和3年度

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年12月24日

石巻市農業委員会

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年12月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

閉 会

出席委員（15名）

2番	山田	慧子	委員	3番	安部	秀逸	委員
5番	佐藤	克美	委員	6番	高橋	由佳	委員
8番	高橋	千代恵	委員	9番	伏見	さと子	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
12番	岡田	正男	委員	13番	今野	真理	委員
14番	後藤	嘉伸	委員	15番	前野	利春	委員
16番	今野	勝夫	委員	18番	伏見	晃也	委員
19番	三浦	孝一	委員				

欠席委員（4名）

1番	近藤	茂	委員	4番	佐々木	文彦	委員
7番	武山	勝	委員	17番	日野	智	委員

出席農地利用最適化推進委員（18名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
25番	三浦	和恵	委員	26番	首藤	勝博	委員
27番	山口	修一	委員	28番	齋藤	忠直	委員
29番	佐々木	勝行	委員	30番	佐藤	晴夫	委員
31番	渡邊	孝彦	委員	32番	高橋	信一	委員
33番	石川	雅洋	委員	34番	山田	茂樹	委員
35番	勝又	功	委員	36番	西條	健一	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部	正展	委員

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

24番	武山	礼二	委員	37番	榑田	有司	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

説明のため出席した者

佐々木 憲明 農林課長補佐

事務局職員出席

西城 芳光 事務局長

渋谷 幸伸 事務局次長

渡 辺 和 子 事 務 局 長 補 佐
村 上 浩 則 主 幹
山 本 万 里 主 任 主 事
若 井 慎 太 郎 主 事

齋 藤 敏 幸 主 幹
保 理 裕 宣 主 任 主 事
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第6回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時30分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は15名、推進委員は18名であります。近藤茂農業委員、佐々木文彦農業委員、武山勝農業委員、日野智農業委員、武山礼二推進委員、榊田有司推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号11番遠藤章一委員、12番岡田正男委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

どうぞ。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。去る12月13日、当会議室で農家相談委員会を開催いたしました。

相談の事前協議案件は1件です。相談内容は、売買での農地取得による新規就農です。

相談者は[REDACTED]で、通作距離は市内の居住予定地から片道13kmです。

取得予定地は[REDACTED]地区の農地で、鉄骨ハウス2,310㎡を含む畑2筆、合計面積4,386㎡です。

営農計画は、ハウスでイチゴを栽培し、J Aいしのまきへ出荷を予定しております。

労働力につきましては、本人を含む3名が常時従事、繁忙期には臨時の使用人を雇用する計画です。経営が安定するまでの間、前経営者から全面的な技術支援、指導を受けるとのことです。

施設栽培による集約的な経営計画のため、農地法第3条第2項第5号で規定する下限面積の適用外となることから、農地法第3条申請要件は満たしているものと考えます。

以上のことから、農家相談委員会の結論として、相談者は営農に関して強い意欲があり、農地の有効活用が図られると思われることから、就農者として適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から報告があった売買による新規就農に関する相談について、何か確認事項はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから16ページになります。事務局より報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。資料は2ページからです。今月の受理件数は2件で、解約の理由は、耕作者変更のためが1件、農地法第3条での売買のためが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は3ページからです。今月の受理件数は22件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による売買のためが7件、耕作者変更のためが13件、農地法第3条での売買のためが2件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。資料は13ページです。今月の受理件数は1件で、通路とするものでございます。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は14ページからです。今月の受理件数は6件で、葬祭会館敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが2件、通路、道路とするものが2件、仮設工事事務所とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題

といたします。

議案書は17ページから18ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。
願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。資料は17ページからです。

申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は畑、現況は農業用施設となっております。平成11年に相続をした頃には、既に農業用施設等が設置され、利用していたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

12月14日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は19ページから25ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。
願います。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積445㎡です。

番号2番は、譲渡人の高齢による農地の売買です。申請地は、田4筆、合計面積4,366㎡です。

番号3番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、田1筆、面積930㎡です。
番号4番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、田1筆、面積917㎡です。
番号5番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、畑2筆、合計面積7,572㎡です。

番号6番は、譲渡人の高齢による農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積138㎡です。

番号7番は、譲渡人の高齢による農地の売買です。申請地は、畑2筆、合計面積974㎡です。

番号8番は、譲渡人の耕作不便による農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積1,125㎡です。

番号9番は、親から後継者である子への農地の贈与です。申請地は、田7筆、畑7筆、合計面積1万4,409㎡です。

番号10番は、親から後継者である子への農地の贈与です。申請地は、田13筆、畑1筆、合計面積1万4,885㎡です。

番号11番は、経営継承のための使用貸借権の設定です。申請地は、田3筆、畑2筆、合計面積1万5,283㎡です。

番号12番は、新規就農のための賃借権の設定です。申請地は、畑4筆、合計面積2万8,477㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 私から、農家相談委員会における事前審査結果についてご報告いたします。

今回は、売買による所有権移転が8件、贈与による所有権移転が2件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件、合計12件の申請がありました。許可要件につきまして、申請書類及び12月8日に実施した現地調査の報告書などに基づき、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案12件について、願出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案12件について願出のとおり許可を与えることに決

しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は26ページから29ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は26ページからです。転用目的は、紅茶の製造工場用地として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、農業用施設の例外規定が適用できます。

番号2番、転用目的は、農家住宅として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号3番、転用目的は、農家住宅として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号4番、資料は27ページからです。転用目的は、通路として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付し、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は30ページから53ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基に説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。一括方式、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件は19件です。

番号1番から番号19番、田及び畑77筆、面積は19万2,343㎡、貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は4,800円から2万円となっております。

2 ページを御覧ください。相対による集積を行い、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件は12件です。

番号1番から番号12番、田62筆、面積7万9,222㎡、貸借期間は3年から10年、10a当たりの賃借料は1万円から2万円となっております。

米による物納、50kgから60kgとなっております。

3 ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転は12件です。

番号1番から番号12番、田及び畑25筆、合計面積は3万8,950㎡です。

10a当たりの単価は、14万7,000円から52万1,000円となっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の19件、利用権設定の12件、所有権移転の12件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は30ページから40ページになります。これは、議案書と一覧表、両方を見ながらご意見、ご質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式19件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式19件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は41ページから48ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定12件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定12件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は49ページから53ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○16番今野勝夫委員 16番、今野です。3番と10番の売買単価が記載されていないですね、どっちも。

○議長（三浦孝一会長） 事務局、どうぞ。

○齋藤敏幸主幹 16番今野勝夫委員の質問にお答えいたします。

こちらの所有権移転につきましては、贈与です。そのため、売買単価を記載しておりません。

○議長（三浦孝一会長） そのほかにご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転12件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転12件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

議案書54ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について説明をお願いいたします。

○佐々木憲明農林課長補佐 産業部農林課の佐々木でございます。本日はよろしくお願いたします。

別冊1のほうをご用意お願いいたします。現在石巻市におきまして、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定いたしております。この基本構想につきましては、宮城県が策定いたします農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即したものとなっております。基本構想につきましては、おおむね5年ごとに10年間を見通して定めることとされており、今回は令和12年度を目標年度として策定するものでございます。

基本構想の策定及び変更に当たっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定によりまして、農業委員会から意見を聴くことと定められておりますので、今回議案として上程させていただいたものでございます。

基本構想につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標などを定める必要があり、農業経営改善計画、いわゆる認定農業者や農用地利用集積計画、農用地利用規定などの認定や決定に当たっては、この基本構想を指針として用いることとされております。

今回の主な改正内容といたしましては、現状に見合いました新規就農者の確保数や認定農業者数、農業経営規模の指標となる営農類型ごとの規模や生産方式、集積目標の見直しによる変更となっております。また、法改正によりまして、農用地利用集積円滑化団体等による記載の削除や農地集積計画の契約期間などについて運用に合わせた変更を行っております。

基本的な構想の内容でございますが、別冊1の1ページから5ページ上段までを第1章といたしまして、本市の現状と(1)から(6)までの6項目から成る農業経営基盤強化の促進に関する目標として生産基盤整備の強化方針や農業者の支援体制などを、新規就農者等の育成確保に関する目標として担い手の育成、確保に関する基本的な方向について掲げてございます。

5ページの下段から12ページまでは、第2章、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、育成すべき農業経営の具体的な目標などについて記載をしております。5ページの表にありますとおり、労働時間や年間の農業所得、認定農業者数などの目標値を掲げてございます。

なお、新規就農者につきましては、過去5年間の平均が6人ということであることから、年間15人程度だったところを10人程度へと下方修正をいたしました。

6ページから12ページですが、個別経営体と組織経営体に分けて、営農類型別の基準となる経営規模や、その目標所得に見合った機械装備などを記載しております。

なお、12ページの表、2段目以降、稲作+大豆作+麦作+えだまめといちご、そしてパブリカの3つの営農類型につきましては、県がみやぎ園芸特産振興戦略プランにおきまして、令和7年度に園芸産出額を500億円とする目標を掲げておりますことから、今回の変更に合わせて、新たに追加した営農類型となっております。

13ページ上段には第3章といたしまして、新規就農しようとする青年等の所得目標、これは認定農業者の6割程度というふうに定めております。

続きます第4章は、認定農業者などへの農用地の集積目標や認定農業者の個別、組織別の経営体数目標、加えて利用関係の改善に関する事項を表記しております。

15ページから27ページまでとなりますが、第5章、農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、市が実施いたします農業経営基盤強化促進事業と各事業の要件や手続などに関する事項について記載しております。今回の見直し変更に合わせて、15ページ7行目の①から⑦に掲載している7つの事業と、当該事業に関係します運用に当たっての要件などにつきまして、事業名や項目の整理を行っております。

27ページの下段からの第6章、農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項及び28ページ、第7章、その他につきましては、変更等ございませんので、説明を割愛させていただきます。

29ページ、別紙1は、第5章の関連となりますけれども、利用権の設定を受ける者、受けた者が備えるべき要件を表記しております。

その次のページ以降にあります別紙2は、同じく第5章に関連する利用権の設定内容及び基準を表にしたものとなっております。

内容の説明は以上でございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日の意見を頂戴した後に、石巻市農政対策審議会への諮問、答申、それから県との協議、同意を経まして、基本構想の公告ということで、この計画を決定していくということになりますが、年度内の報告を目指して事務を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） 次長、どうぞ。

○渋谷幸伸事務局次長 ただいまの説明に補足させていただきます。

本議案につきましては、前回の総会にて、その他として説明があったものです。その際、質疑等の期間を設けまして、事務局の意見を含め、何点か修正要望等の意見を出しまして、13日の農家相談委員会及び14日の農地調査委員会の両委員会におきまして協議の上、一部修正されたものが本日の議案となっております。

なお、主な修正協議箇所ですが、関係資料の一部改正新旧対照表、こちらの横長の表でございます。こちらで見るところの3ページ目のイ、営農指導の方向の表現内容、複数ありますが、表の左側が改正後となります。改正部分にアンダーラインがありますので、右側の改正前と見比べていただくとよく分かると思います。

それから、12ページ目、2行目ですが、ここの説明がありました①から続く⑦までの項目の表記、それから33ページから34ページの別紙2に当たる部分、これの表の（1）、存続期間など、こちら34ページですが、一部アンダーラインが抜けておりますけれども、左右見比べてもらえば改正点が分かると思われま。こういったところが修正協議、農業委員会のほうからしております。

また、本日参考資料としまして、営農類型別経営体数の表、1枚物をつけております。表の下の方

うに米印で注意書きしておりますが、これは重要な部分となっております。表に関しては、今説明できることはありませんので、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課及び事務局からの報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ。

○河南6区勝又功委員 35番、北村地区の勝又です。別冊1をもらったのだけれども、この後ろのほう、29ページの次のページ、ちょっと嫌な質問をさせてもらうけれども、別紙2、第5章 1の(2)関係と書かれてあるところです。

表の(3)借賃の支払方法のイに、何でここにあって農業協同組合等の金融機関と農協さんが入るのですか。ただの金融機関では駄目なのですか。

○議長（三浦孝一会長） 農林課長補佐、お願いします。

○佐々木憲明農林課長補佐 特段の縛りはないのですけれども、等というところに一般の金融機関が含まれるのですが、こういった農業基盤の強化の促進の中で、営農指導なりというところで、農業協同組合と連携して行うということになっておりますので、代表の金融機関ということで農業協同組合を記載させていただきまして、その後ろに等と、そのほかの金融機関を含むということで表記をさせていただいているものでございます。

○議長（三浦孝一会長） 勝又委員、よろしいですか。

○河南6区勝又功委員 何か農協さんが優遇されている感じがするのだけれども。

○議長（三浦孝一会長） 農林課長補佐、お願いします。

○佐々木憲明農林課長補佐 あくまでも農協が皆様とつながりが強いというところだけで、優遇というものではないのですけれども、等と後ろに記載されているところで全ての金融機関を含んでおります。明記されておることですが、あくまでもこれは、計画を定める際に金融機関は、こういったところがあるということだけの表記でございます。実際の運用の中では貸付人の方が定める金融機関を指定できるということになっておりますので、そこはあくまでも表記の問題だけですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦孝一会長） 勝又委員、よろしいですか。

○河南6区勝又功委員 あらまし農協さんが事務方をやってくれるから、しようがないかなとは思う。表記を少し考えてもいいのではないかなと思ったのだけれども、分かりました。

○議長（三浦孝一会長） 了解していただいたと思いますけれども、よろしいですね。

ほかにごございませんか。

はい、どうぞ。

○石巻2区保原政美委員 22番、石巻2区の保原です。4ページの新たに農業を営もうとする青年等

の労働時間、1,800時間から2,000時間、いわゆる8時間労働にして、2,000時間だから250日働いて、5年後に1人当たりの農業年間所得250万円程度を目指すとされていますけれども、今高校を卒業して、例えば月額15万円ぐらい、会社だったり農協職員でもボーナスをもらいますよね。最低でも200万円以上の収入になるのに5年後となっていて、果たしてこれから魅力ある農業をやろうとする青年がこれで飛びつくのかなど。どうなのでしょう。

○議長（三浦孝一会長） お願いします。

○佐々木憲明農林課長補佐 あくまでも最低の目標というところで、これ以上、目標でございますので、会長さんもお挨拶の中でありましたけれども、農業の所得を確保するというのがなかなか難しいと。特に営農の初期段階においては、なかなか思ったような収穫といいますか、収量などが見込めない部分もあると思います。

そういったところを国等のいろんな支援等も活用しながらでございますけれども、あくまでも生産をして得る部分の所得を250万円程度ということで定めさせていただいて、もちろん各関係機関の支援の中で、これ以上のものというのは目指していかなければ、やはり魅力のある農業というふうには言えないと思いますので、ですが当初から、過大と言ったら大変失礼なのですが、大き過ぎる目標を定めるというよりも、認定農業者で400万円と定めておりますが、その6割程度を最低限の目標として定めて、新たな担い手を確保しながら支援をして、さらに所得を増やしていただくということの最初の目標でございます。いろいろ新規就農者の認定計画であったり、県や国等の支援をいただくときにまず計画を定めるわけですが、それを定めるときに、我々も支援をしていく中で過大な目標を定めてしまうと、それをクリアするというのはなかなか困難、計画を立てるだけでも難しいということになってきますので、この程度と言ったら大変失礼なのですが、数字を定めさせていただいて、計画認定等に使っていきたいという数字になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦孝一会長） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして令和3年度第6回石巻市農業委員会定例総会に係る審議を終了いたします。

午後2時19分 閉会